



金沢市公報

号外第 11 号の 9

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
教育委員会規則	
金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	1
金沢市教育委員会公印規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (")	3
金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	4
金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高等学校)	4
金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (泉野図書館)	5

教育委員会訓令甲	
金沢市教育機関等技能労務職員服務規程の一部改正について (教育総務課)	5
教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (")	5
教育委員会告示	
金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)	5
選挙管理委員会告示	
金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正について (選挙管理委員会)	7

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「玉川図書館及び泉野図書館にあっては館長補佐、」を「玉川図書館にあっては館長補佐、泉野図書館及び」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、キゴ山自然学習館長」を削る。

別表第2中

3	職員(学校職員等を除く。)の職務専念義務の免除				
4	職員(学校職員等を除く。)の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
5	職員(学校職員等を除く。)の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可				
6	職員証及び履歴の証明の発行				
7	職員(学校職員等を除く。)の欠勤の処理				
8	職員(学校職員等を除く。)の人事記録の整理				
9	文書の収発記号の決定				
10	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等				
11	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。				
12	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。				

を

3	職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認				
4	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除				
5	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
6	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可				
7	職員証及び履歴の証明の発行				
8	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理				
9	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理				
10	文書の収発記号の決定				
11	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等				
12	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。				
13	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。				

に、

3	学校職員等の職務専念義務の免除				
4	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
5	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認				
6	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認				
7	校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認				
8	学校職員等の欠勤の処理				
9	学校職員等の人事記録等の整理				
10	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申				
11	学校職員等の健康診断に関すること。				

を

3	学校職員等の育児短時間勤務の承認				
4	学校職員等の職務専念義務の免除				
5	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
6	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認				
7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認				
8	校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認				
9	学校職員等の欠勤の処理				
10	学校職員等の人事記録等の整理				
11	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申				
12	学校職員等の健康診断に関すること。				

に、

「	8 キゴ山天体観察センターの使用承認等						を
	9 キゴ山自然学習館の使用承認等						

「	8 キゴ山天体観察センターの使用承認等						に改め、
---	---------------------	--	--	--	--	--	------

同表の備考第2項中「、キゴ山自然学習館長」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会公印規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則
(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号を削り、同項第20号を同項第19号とする。

別表金沢市キゴ山自然学習館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中	「	キゴ山天体観察センター キゴ山自然学習館	」	を
	」			

「	キゴ山天体観察センター	」	に改める。
---	-------------	---	-------

第4条の表中	「	キゴ山天体観察センター	1 学校教育の理・科学学習の推進に関する事項 2 天体観察会、宇宙に関する学習会等の開催に関する事項 3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項	を
	キゴ山自然学習館	1 自然観察学習会等の開催に関する事項 2 自然について学習する団体等の育成及び指導者の養成に関する事項 3 キゴ山自然学習館の管理運営に関する事項		

「	キゴ山天体観察センター	1 学校教育の理・科学学習の推進に関する事項 2 天体観察会、宇宙に関する学習会等の開催に関する事項 3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項	に改める。」
---	-------------	---	--------

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の4の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条中「学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に、「学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病」を「学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症」に改める。

第17条第3項第3号中「学校保健法第12条」を「学校保健安全法第19条」に改め、同項第6号中「学校保健法施行規則第19条に規定する伝染病」を「学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「置くほか、夜間部の専攻科を」を削り、同条第2項中「、本科第2部及び専攻科」を「及び本科第2部」に改める。

第5条の2第1項第5号及び第2項第2号中「及び専攻科」を削る。

第12条第1項中「本科第1部又は本科第2部において」を削り、「卒業証書」を「卒業証書」に改め、「、専攻科において全課程を修了したと認められた者には修了証書（様式第2号）を」を削り、同条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第18条第3項第3号中「学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に改め、同項第7号中「学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病」を「学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症」に改める。

第36条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

別表本科第2部の項中	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="padding: 5px;">120名</td><td style="padding: 5px;">3</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">120名</td><td style="padding: 5px;">3</td></tr> </table>	120名	3	120名	3	を	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="padding: 5px;">80名</td><td style="padding: 5px;">2</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">80名</td><td style="padding: 5px;">2</td></tr> </table>	80名	2	80名	2	に改め、同表専攻科の項を削
120名	3													
120名	3													
80名	2													
80名	2													
	」			」										

り、同表の備考中「及び専攻科」を削る。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第18条中「玉川こども図書館」を「泉野図書館及び玉川こども図書館」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

金沢市教育機関等技能労務職員服務規程（昭和48年教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第2条第1号中「、キゴ山天体観察センター及びキゴ山自然学習館」を「及びキゴ山天体観察センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

●金沢市教育委員会訓令甲第2号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第3条中「占める職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）」を加える。

別表中「、キゴ山天体観察センター又はキゴ山自然学習館」を「又はキゴ山天体観察センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第1号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第2条第1項中「置くほか、夜間授業を行う専攻科を」を削り、同条第2項中「、専攻科には電気及び建築の2科を」を削る。

第3条中「、専攻科を2年と」を削る。

第4条の表本科第2部の項中

120名	3
120名	3

を

80名	2
80名	2

に改め、同表専攻科

の項を削り、同表の備考中「及び専攻科」を削る。

第8条第1項第5号及び第2項第2号中「及び専攻科」を削る。

第11条中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改める。

第12条第1項中「本科第1部及び本科第2部の」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第13条第2項第2号中「伝染病発生」を「感染症発生」に改める。

第16条の見出し中「及び修了」を削り、同条第1項中「本科第1部又は本科第2部において」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「又は修了」、「本科第1部及び本科第2部にあっては」及び「、専攻科にあっては40単位以上」を削り、同項を同条第2項とする。

第24条第1項中「本科第1部又は本科第2部において」を削り、「卒業証明書」を「卒業証明書」に改め、「専攻科において修了を認定した者には修了証書(第7号様式)を」を削り、同条第2項中「第8号様式」を「第7号様式」に改め、同条第3項中「又は修了」を削り、同条第4項中「及び専攻科」を削る。

附則第4項中「及び専攻科」を削る。

別表第1第1項の表中

2 a 2 b	2, 4
---------	------

を

2 a b	2, 4
-------	------

に、

2 a 2 b	2 a 2 b
---------	---------

を

2	2 a 2 b
---	---------

に、

3	3
4	8

を

4	4
3	7

に改め、同表第2項の表中

2 a 2 b	2 a 2 b
---------	---------

を

2	2 a 2 b
---	---------

に、

3	3
4	8

を

4	4
3	7

に改め、同表第3項の表、第4項の

表及び第5項の表中

2 a 2 b	2 a 2 b
---------	---------

を

2	2 a 2 b
---	---------

に改め、同表第6項の表中

2 a 2 b	2 a 2 b
---------	---------

を

2	2 a 2 b
---	---------

に、

3 a	3, 6
-----	------

を

2 a	3, 5
-----	------

に、

4 a	0, 4
-----	------

を

「

4 a, b	0, 2, 4
--------	---------

」に、「

3, 1 a		3, 4
--------	--	------

」を

「

3, 2 a		3, 5
--------	--	------

」に改め、同表第7項の表中

「

2 a 2 b	2 a 2 b
---------	---------

」を「

2	2 a 2 b
---	---------

」に改める。

別表第3を削る。

第3号様式及び第5号様式中

「

本科第	部第	学年	科
専攻科			

」を「

本科第	部第	学年	科
-----	----	----	---

」に改める。

第7号様式を削り、第8号様式を第7号様式とする。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成21年4月1日に現に本科第1部第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第9号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程(平成6年選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第1条に見出しとして「(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)」を付する。

第2条に見出しとして「(選挙運動用自動車の使用等の確認申請等)」を付する。

第3条に見出しとして「(燃料供給業者等への確認書の提出)」を付する。

第4条に見出しとして「(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)」を付し、同条第1項中「選挙運動用ポスター作成証明書を」の次に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第5条に見出しとして「(請求書の提出)」を付し、同条第1項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第2条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し」に改め、「、当該証明書のほかに」を削る。

様式第1号その1の備考第2項中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同備考に次の1項を加える。

- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第2号その1中

「3 確認申請金額 _____ 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
4 確認申請金額 円」に改め、同その1の備考第3項を同備考第4項とし、
同備考第2項の次に次の1項を加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

様式第3号その1中

「3 確認金額 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
4 確認金額 円」に改め、同その1の備考第2項に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

様式第4号その1中「使用する」を「使用した」に改め、同その1の備考第1項中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その2中「使用する」を「使用した」に、

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日	ℓ	円	

を

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	

に

改め、同その2の備考第1項中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同備考第4項を同備考第6項とし、同備考第3項を同備考第5項とし、同備考第2項中「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同項を同備考第4項とし、同備考第1項の次に次の2項を加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第4号その3中「使用する」を「使用した」に改め、同その3の備考第1項中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同備考中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

様式第5号中「作成する」を「作成した」に改め、同様式の備考第1項中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

様式第6号中「作成する」を「作成した」に改め、同様式の備考第1項中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

様式第7号その1中

「5 銀行名、口座名及び口座番号」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

に

」

改め、同その1の備考第1項中「選挙運動用自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」を加え、同備考に次の1項を加える。

3 選挙運動用自動車燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第7号その1（別紙）その2(2)を次のように改める。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日		()円×()ℓ = 円			
年 月 日		()円×()ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第7号その2及びその3中

「5 銀行名、口座名及び口座番号」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

に

」

改める。

附 則

改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成21年(2009年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地